

(別紙 1)

居宅介護職員初任者研修等科目免除一覧

1 居宅介護職員初任者研修課程

対象者		免除できる科目及び時間	
(1) 広島県介護職員初任者研修修了者		講義 演習 実習	「障害の理解」及び「認知症・行動障害の理解」を除く全ての科目（121 時間）
(2) 介護員養成研修 3 級課程修了者		講義 演習 実習	・ 職務の理解 ・ 介護の基本 ・ 介護におけるコミュニケーション技術 ・ こころとからだのしくみと生活援助技術(※2) (26 時間)
(3) 介護保険サービス提供施設又は障害福祉サービス提供施設で 1 年以上（※1）の介護等の実務経験を有する者		実習	・ 職務の理解 ・ 認知症・行動障害の理解(※3) ・ 障害の理解(※3) ・ 振り返り (各研修事業者が実施する実習時間)
(4) 介護アテンドサービス士（介護サービス技能審査合格者）	向上コース修了者	講義	・ 介護の基本（3 時間）
	短期課程修了者		「障害の理解」及び「認知症・行動障害の理解」を除く全ての科目（54 時間）
(5) 家庭看護法ホームヘルパーコース修了者		演習	こころとからだのしくみと生活援助技術(※4) (30 時間)
(6) 健康生活支援講習指導員養成講習修了者			
(7) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者		講義 演習 実習	全科目（130 時間）
(8) 上記の他、知事が認めた研修の修了者		講義 演習 実習	知事の認める科目（知事の認める時間数）

※1 実務経験を有する者とは、実習施設での従事期間が 365 日以上、介護業務への従事日数が 180 日以上の者をいう。

※2 免除対象は、「こころとからだのしくみと生活援助技術」のうち「(1) 基本知識の学習」の一部 (8 時間)

※3 「認知症・行動障害の理解」と「障害の理解」は、事業者が実習を実施する場合のみ免除可能とする。

※4 免除対象は、「こころとからだのしくみと生活援助技術」のうち「(2) 生活支援技術の学習」の一部 (30 時間)

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

対象者		免除できる科目及び時間	
(1) 介護員養成研修 3 級課程修了者		全科目（50 時間）	
(2) 介護等の実務経験を有する者			
①ホームヘルプサービス同行訪問実習施設での 従業期間が 365 日以上かつ従事日数 180 日以上 の者		実習	1 在宅サービス提供現場見学（ホームヘル プサービス同行訪問見学）（3 時間）
②在宅サービス提供現場見学実習施設（指定生 活介護）での従業期間が 365 日以上かつ従事 日数 180 日以上の方			1 在宅サービス提供現場見学（指定生活介 護見学）（5 時間）
(3) 介護アテンドサービ ス士（介護サービス技能 審査合格者）	向上コース修了者	講義	(6)介護概論（3 時間）
	短期課程修了者		全科目
(4) 家庭看護法ホームヘルパーコース修了者		演習	2 介護技術入門（10 時間）
(5) 健康生活支援講習指導員養成講習修了者			

3 重度訪問介護（基礎）課程 免除科目なし

4 重度訪問介護（追加）課程 免除科目なし

5 重度訪問介護（統合）課程 免除科目なし

6 重度訪問介護（行動障害支援）課程 免除科目なし

7 同行援護（一般）課程

対象者	免除できる科目及び時間	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者	I 講義	3 視覚障害の理解と疾病② (0.5 時間) 5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス (1.5 時間) 7 同行援護従業者の実際と職業倫理 (2.5 時間)
	II 講義・演習	3 代筆・代読② (0.5 時間)
	III 演習	2 誘導の基本技術② (3 時間) 4 誘導の応用技術（場面別・街歩き）② (1 時間)

8 同行援護（応用）課程
免除科目なし

9 行動援護課程
免除科目なし